

官報

号外

昭和二十九年六月十五日

明治二十九年三月三十一日
第三種郵便物認可

○第十九回 衆議院會議録第六十七号

昭和二十九年六月十五日(火曜日)

議事日程 第六十三号

午後一時開議

第一 運輸審議会委員任命につき
同意の件

●今日の会議に付した事件

日程第一 運輸審議会委員任命につ
き同意の件

元南西諸島官公署職員等の身分、
恩給等の特別措置に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣
提出、参議院回付)

行政機関職員定員法の一部を改正
する法律案(内閣提出) 参議院
回付)

裁判所職員定員法等の一部を改正
する法律案(内閣提出、参議院
回付)

議員堤ツルヨ君懲罰事犯の件

議員山口シヅエ君懲罰事犯の件

議員大行ヨシエ君懲罰事犯の件

議員森元タケ子君懲罰事犯の件

議員山崎始男君懲罰事犯の件

議員小林進君懲罰事犯の件

議員長正路君懲罰事犯の件

議員山田長君懲罰事犯の件

議員三鍋義三君懲罰事犯の件

議員西村力弥君懲罰事犯の件

議員赤松勇君懲罰事犯の件

議員横路節雄君懲罰事犯の件

議員春日一幸君懲罰事犯の件

議員稻富稜人君懲罰事犯の件

議員勝岡田清一君懲罰事犯の件

議員佐竹新市君懲罰事犯の件

議員池田順治君懲罰事犯の件

議員滝井義高君懲罰事犯の件

議員三鍋義三君懲罰事犯の件

議員西村力弥君懲罰事犯の件

議員赤松勇君懲罰事犯の件

議員横路節雄君懲罰事犯の件

議員春日一幸君懲罰事犯の件

議員稻富稜人君懲罰事犯の件

議員勝岡田清一君懲罰事犯の件

議員佐竹新市君懲罰事犯の件

議員池田順治君懲罰事犯の件

議員滝井義高君懲罰事犯の件

議員大西正道君懲罰事犯の件

議員山本幸一君懲罰事犯の件

議員山口文太郎君懲罰事犯の件

議員杉村沖治郎君懲罰事犯の件

議員高津正道君懲罰事犯の件

議員野原覺君懲罰事犯の件

議員成田知巳君懲罰事犯の件

議員島上善五郎君懲罰事犯の件

議員田中義之進君懲罰事犯の件

議員伊藤卯四郎君懲罰事犯の件

議員前田榮之助君懲罰事犯の件

議員辻原弘市君懲罰事犯の件

議員中村時雄君懲罰事犯の件

議員久保田鶴松君懲罰事犯の件

議員小平忠君懲罰事犯の件

議員健田七郎君懲罰事犯の件

議員森一樹君懲罰事犯の件

議員渡谷修蔵君懲罰事犯の件

議員伊藤好道君懲罰事犯の件

議員山花秀雄君懲罰事犯の件

議員武藤運十郎君懲罰事犯の件

議員浅沼稻次郎君懲罰事犯の件

議員中居英太郎君懲罰事犯の件

議員木下郁君懲罰事犯の件

議員井手以誠君懲罰事犯の件

議員伊瀬幸太郎君懲罰事犯の件

議員西村英一君懲罰事犯の件

議員山下葵二君懲罰事犯の件

午後二時五十分開議

○議長(堤康次郎君) これより会議を
開きます。

第一 運輸審議会委員任命につ
き同意の件

○議長(堤康次郎君) 日程第一につき
お諮りいたします。内閣から、運輸審
議会委員に岩村勝君及び中島登喜治君
を任命するため本院の同意を得たいと
の申出がありました。右申出の通り同
意するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて同意するに決しまし
た。

元南西諸島官公署職員等の身分、
恩給等の特別措置に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣
提出、参議院回付)

行政機関職員定員法の一部を改正
する法律案(内閣提出、参議院
回付)

裁判所職員定員法等の一部を改正
する法律案(内閣提出、参議院
回付)

議員堤ツルヨ君 参議院回付したま
す。参議院から、内閣提出、元南西諸
島官公署職員等の身分、恩給等の特別
措置に関する法律の一部を改正する法
律案、行政機関職員定員法の一部を改
正する法律案、裁判所職員定員法等の
一部を改正する法律案が回付せられま
した。この際議事日程に追加して右三
回付案を一括議題となすに御異議あり
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられまし
た。

右三回付案を一括して議題といたし
ます。

元南西諸島官公署職員等の身分、
恩給等の特別措置に関する法律の
一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案
は本院において修正議決した。よつ
て国会法第八十三条によりここに回
付する。

昭和二十九年六月十五日
参議院議長 河井 彌八
衆議院議長 堤康次郎殿

第四條の次に次の二条を加える。
(共済組合に関する法令の適用)
第四條の二 国家公務員共済組合法
(昭和二十三年法律第六十九号。
以下「共済組合法」という。)の規
定中退職給付、療養給付及び遺族
給付(以下「長期給付」という。)
に関する部分の規定を除く。は、昭和二
十一年二月二十八日において効力
を有していた官署の職員共済組
合に関する法令(以下「旧組合法」と
いう。)に基いて組織された共済

した。この際議事日程に追加して右三
回付案を一括議題となすに御異議あり
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられまし
た。

右三回付案を一括して議題といたし
ます。

組合で政令で指定するもの(以下「旧組合」といふ)の組合員たる職員として在職していた元南西諸島官公署職員が、引き続き琉球諸島民政府職員となつたときは、その者のうち、奄美群島の復興に作られた、専ら法等の適用の暫定措置等に関する政令(昭和二十八年政令第四百六号)第十一条第一項の規定により共済組合法の規定の適用を受ける者を除き、昭和二十一年一月二十九日以後旧組合令並びに共済組合法及びこれに基く命令が南西諸島に適用されていたとした場合に於いて、旧組合令又は共済組合法の規定の適用を受ける職員として在職した者となるべきものを、その琉球諸島民政府職員としての在職の間、昭和二十一年一月二十八日においてその者が属していた旧組合及び当該旧組合の権利義務を承継した共済組合法に基いて組織された共済組合(以下「新組合」といふ)の組合員たる職員として在職した者とみなし、且つ、昭和二十一年一月二十九日以後共済組合法の施行前に旧組合令が南西諸島に適用されていたとした場合に於いて、共済組合法第九十条の規定の適用を受けるべき給付をその者が受けるべきこととなるときは、その受けるべきこととなる給付を同条の規定の適用を受ける給付とみなして、その者に於いて昭和二十一年一月二十九日以後給付事由の生ずる長期給付から適用する。

2 前項の規定により共済組合法の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員は、その在職の間、昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給(昭和二十一年七月一日以後においては、当該俸給の額は、國家公務員の給付水準の改訂に伴う共済組合の年金の額の改訂に關し定めた法令の規定による仮定俸給の額とする)を受けていたものとみなす。

(退職年金等の額の特別)
第四条の三 前条第一項の規定により共済組合法の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員に係る退職年金、退職一時金又は遺族一時金(旧組合及び新組合の組合員であつた期間並びに前条第一項の規定によりこれらの組合の組合員たる職員として在職した者とみなされる期間が二十年以上の者に対する遺族一時金を除く)の額は、昭和二十九年五月三十一日まで給付事由の生じたものを除き、同年六月一日から引き続き琉球諸島民政府職員として在職した期間(以下「本条において改正法施行後の在職期間」といふ)に応じ共済組合法の規定により算定した額から、左の各号に掲げる区別に従ひ算定した額を控除した金額とする。

一 退職年金にあつては、俸給日額の二・七分(改正法施行後の在職期間及び共済組合法第九十五条に規定する控除期間を合算した期間が二十年をこえる部分については、一・八日分)に改正法施行後の在職期間を乗じて得た額

二 退職一時金又は遺族一時金にあつては、俸給日額に、改正法施行後の在職期間を組合員の期間とみなし、その期間に応じ共済組合法別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の四十五

2 前項第一号の額の計算については、年を単位として期間を計算するものとし、一年未満の端数は、切り捨てたものとす。
第六条の二 第四条の二第一項の規定により共済組合法の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員が、退職年金に於いて「最短期付年限(以下本条において「最短期付年限」といふ)に達した場合において、その者がその後第四条の二第一項の規定による在職期間の通算を辞退すべき旨を申し出たときは、共済組合法の規定の適用については、左の各号に掲げる区別に従ひ、それぞれ当該各号に掲げる日において退職したものとみなす。
一 昭和二十一年一月二十八日以前にすでに最短期付年限に達している場合に於いては、同日

付年限に達した日から六月以内に、内閣総理大臣を經由して当該新組合の代表者に対してしなればならない。
3 第一項の規定により退職したものとみなされる者は、第五条の規定の適用についても、それぞれ、第一項各号に掲げる日に退職したものとみなす。
第十二条に次の一項を加える。
2 前項の規定は、官公署の職員が共済組合に対する権利で金銭の給付を目的とするものの消滅時効について準用する。この場合において、同項の規定中「この法律の施行前」とあるのは「昭和二十九年六月一日前」と、「この法律の施行の日の前日」とあるのは「昭和二十九年五月三十一日」と読み替へるものとする。

附則第二項及び第五項中「南西諸島」を「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)」に、附則第五項中「に因り支払を受ける所得税法第九条第一項」を「に因り、若しくは官公署の職員が共済組合の組合員であつたこと(昭和二十九年六月一日前に当該組合員でなくなつた場合に限る)に因り支払を受ける所得税法第九条」に、「又は同項第六号に規定する退職所得」を「若しくは同条第六号に規定する退職所得又は長期給付のうち退職年金若しくは退職一時金」に、「又は退職所得」を「若しくは退職所得又は当該退職年金若しくは退職一時金」に、「施行前にその」を「施行前

行前(退職年金又は退職一時金については、昭和二十九年六月一日前)にそのに、「施行の日」を「施行の日(退職年金又は退職一時金については、昭和二十九年六月一日)に改める。
附 則
1 この法律は、昭和二十九年六月一日から施行し、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律第十二条、第十四条の二及び同法附則の改正規定を除き、昭和二十一年一月二十八日から適用する。
2 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項中「その附属の島をいふ」を「その附属の島をいふ、硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)を含む」に改める。
行政機關職員定員法の二部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。
昭和二十九年六月十五日
參議院議長 河井 彌八
衆議院議長 堤康次郎
本議院付託案に對する
衆議院の修正に據る
案文を掲げ、小字で
一は參議院修正

昭和二十九年六月十五日 衆議院會議第六十七号 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案(衆議院附外二件)

行政機關の区分		定員	備考
總理府	本府	一、七二四人	
	公正取引委員會 國家公安委員會 警察庁 國家消防本部 土地開發委員會 國家人事委員會 宮内庁	一、七二七人 七、五四七人 一〇五人 一八人 七三六人 九〇五人	うち九五五人は警察官とする。
法務省	本府	四一、八八八人	うち一〇、四五一人は、検察庁の職員とする。
	司法試験管理委員會 公安審査委員會 公安調査庁	一人 一〇人 一、六三七人	
外務省	本府	一、六五四人	
	計	四三、四六五人	
大蔵省	本府	二〇、九九五人	
	計	五〇、九六九人	
文部省	本府	六、四九七人	うち六〇、〇〇六人は、国立学校の職員とする。
	計	六、四九七人	
厚生省	本府	四二、九三三人	
	計	四二、九三三人	

農林省		本省	計
食糧庁	本省	二五、四三八人	
	計	二五、四三八人	
林野庁	本省	二〇、八三四人	
	計	一、三七〇人	
水産庁	本省	七、三八四人	
	計	七、三八四人	
通商産業省	本省	一二、二八八人	
	計	七、三五五人	
運輸省	本省	一四、一六八人	
	計	五、四四人	
郵政省	本省	二五、〇五八人	
	計	二五、〇五八人	
労働省	本省	一九、一五七人	
	計	八、五五人	
建設省	本省	一〇、一六七人	
	計	一〇、一六七人	
合 計	本省	六三、三三三	
	計	六三、三三三	

十九年法律第 号(同法附則第一項但書に係る部分を除く。以下同じ)施行の日から施行する。

2 國家地方警察の職員は、四万五千二百七十九人とし、その定員をこえる員数の職員は、昭和二十九年四月一日から警察法施行(以下「施行日」といふ)の日の前日までの間に整理されるものとし、それまでの間は、定員の外に置くことができる。

3 國家地方警察の警察官で管区警察学校及び警察大学校に在籍する者は、警察法施行の日の前日までの間は、二千六百人を限り、前項に定める國家地方警察の職員の定員の外に置くことができる。

4 改正前の行政機關職員定員法第二條第三項の規定に基いて國家地方警察の職員として置かれた警察職員については、警察法施行の日の前日までの間は、第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 警察法施行の日の前日までの間は、警察を維持する町村が警察を維持しないこととなつた場合においては、第二項の規定にかかわらず、前項の警察職員の外、当該町村の警察職員を予算の範囲内において、國家地方警察の職員として置くことができるものとし、この場合の職員の定員は、政令で定める。

6 改正後の行政機關職員定員法(以下「新法」といふ)第二條第一項の規定にかかわらず、關連庁の

昭和二十九年六月十五日 衆議院會議第六十七号 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院回付)外二件 一一〇四

職員は、昭和三十年六月三十日までの間は、三千七百四十八人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、三千四百六十六人とする。

7 新法第二項の規定にかかわらず、文部省の本省の職員のうち国立学校の職員の定員は、昭和三十年六月三十日までの間は、六万三千六百九十九人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、六万六千八百七十八人とする。

8 新法第二項の規定にかかわらず、厚生省の職員の定員は、昭和三十年六月三十日までの間は、四万四千二百八十四人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、四万三千八百六十六人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、四万三千三百八十三人とする。

9 各行政機関の職員の数は、昭和三十年七月一日(警察庁については、警察法施行の日から十五月を経過する日の翌日)において、新法第二項第一項の定員(前三項の規定が適用される場合において、これらの規定によつて置くことができる定員とする。)をこえないように、昭和二十九年四月一日から昭和三十年六月三十日までの間(警察庁については、警察法施行の日から十五月を経過する日までの間)に、整理されるものと、それまでの間は、その定員を

こえる員数の職員は、定員の外に置くことができる。

10 各行政機関においては、この法律の施行に伴い昭和二十九年四月一日(警察庁については、警察法施行の日)において新法第二項第一項の定員(第六項から第八項までの規定が適用される場合において、これらの規定によつて置くことができる昭和三十年六月三十日までの間の定員とする。)又はこれに基き定められる配置定数をこえることとなる員数の職員で、配置転換が困難な事情にあるものについては、政令で定めるところにより、昭和二十九年六月三十日までの間(警察庁については、警察法施行の日から三月を経過する日までの間)において、職員にその意に反して臨時待命を命じ、又は職員の申出に基いて臨時待命を承認することができる。

11 前項の規定により職員にその意に反して臨時待命を命じ、又はその申出に基いて臨時待命を承認する場合の手續については、国家人事委員会規則で定めるところによる。

12 臨時待命を命ぜられ、又はその承認を受けた職員(以下「臨時待命職員」という。)は、国家公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

13 臨時待命職員は、その臨時待命期間中は、新法第二項第一項の定員(第二項及び第六項から第八項までの規定が適用される場合にお

いては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。)の外に置かれるものとする。

14 臨時待命職員には、その臨時待命の期間中は、国家人事委員会規則で定めるところにより、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基く俸給、扶養手当及び勤務地手当(一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けない者である職員にあつては、政令で定めるこれらに準ずる給与)を支給するものとし、その他の給与は、支給しないものとする。

15 臨時待命職員は、左に掲げる区分により、臨時待命を命ぜられ、又はその承認を受けた日から起算して臨時待命期間の満了日の翌日から当然に国家公務員としての身分を失ふものとする。
動員期間による区分

臨時待命期間	区分
六月以上三年未満の者	一月
三年以上五年未満の者	二月
五年以上七年未満の者	三月
七年以上十年未満の者	四月
十年以上十五年未満の者	六月
十五年以上二十年未満の者	八月
二十年以上の者	十月

前項の動員期間の計算については、政令で定める。

17 臨時待命は、臨時待命職員が職員でなくなつた日からその効力を失ふ。

18 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第六条に規定する

者である職員にその意に反して臨時待命を命ずる場合においては、同法同条の規定の適用はないものとする。

19 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第四條第一項但書の適用を受ける者である職員が臨時待命職員になつたときは、その臨時待命期間中、なお同法同条同項但書の適用があるものとする。

20 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十條ノ二の規定及び国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)第七條第四項の規定は、臨時待命期間については適用しない。

21 法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の二部を次のように改正する。
第六條中「五十九人」を「五十七人」に改める。

22 会計検査院及び法制局(以下「人事院」という。)においては、昭和二十九年四月一日において予算の減少又は定員の改正に伴い配置定数をこえることとなる員数の職員で配置転換が困難な事情にあるものについては、常時勤務する国家公務員で一般職に属するもの(二月以内の期間を定め、雇用される者及び休職者を除く)に、政令で定めるところにより、昭和二十九年六月三十日までの間においてその意に反して臨時待命を命じ、又はその申出に基いて臨時待命を承認することができる。

23 前項の場合において、会計検査院においては第十一項、第十二項、第十四項から第十七項まで及び第二十項の規定を準用し、法制局においては第九項、第十一項から第十七項まで及び第二十項の規定を準用する場合において、第九項及び第十三項中「新法第二項第一項」とあるのは、「改正後の法制局設置法第六條」と読み替へるものとする。

24 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八條に規定する都道府県の職員及び警察法第五十五條に規定する地方警察官(以下「地方職員」という。)の数は、昭和三十年七月一日(地方警察官については、警察法施行の日から十五月を経過する日の翌日)において、地方自治法附則第八條の規定に基く政令(地方警察官については、警察法第五十六條第一項の規定に基く政令)で定める定員をこえないように、昭和二十九年四月一日から昭和三十年六月三十日までの間(地方警察官については、警察法施行の日から十五月を経過する日までの間)に整理されるものとし、それまでの間は、その定員をこえることとなる員数の職員は、定員の外に置くことができる。

25 この法律の施行に伴い昭和二十九年四月一日(地方警察官については、警察法施行の日)において、

右の貴院から送付された内閣提出案
は本院において修正議決した。よつ
する法律案

昭和二十九年六月十五日 衆議院会

いては、行政機關職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十九
 法律第 一 号）附則第十一項から
 第六十七号 議員提案ツルヨ君懲罰事

議員小林雅君懲罰事犯の件
議員長正路君懲罰事犯の件
議員山田長司君懲罰事犯の件
の件外四十五件

議員武藤運十郎君懲罰事犯の
議員淺沼稻次郎君懲罰事犯の
議員中居英太郎君懲罰事犯の

君懲罰事犯の件、議員前田榮之助君
懲罰事犯の件、議員辻原弘市君懲罰
事犯の件、議員中村時雄君懲罰事犯の件

橋英吉君外三名提出)に關する報告書
昭和二十九年六月三日夜、暴力をもつて議長及び議員の公務執行を妨害した議員小林進君の行動は不適當なものと認め、同君に對し国会法第二百二十二条第三号により三十日間の登院停止を命ずべきものと議決した。右報告する。
昭和二十九年六月十五日
懲罰委員長 森 幸太郎
衆議院議長堤康次郎殿
議員長正路君懲罰事犯の件(竊に橋英吉君外三名提出)に關する報告書
昭和二十九年六月三日夜、暴力をもつて議長及び議員の公務執行を妨害した議員長正路君の行動は不適當なものと認め、同君に對し国会法第二百二十二条第三号により三十日間の登院停止を命ずべきものと議決した。右報告する。
昭和二十九年六月十五日
懲罰委員長 森 幸太郎
衆議院議長堤康次郎殿
議員山田長司君懲罰事犯の件(竊に橋英吉君外三名提出)に關する報告書
昭和二十九年六月三日夜、暴力をもつて議長及び議員の公務執行を妨害した議員山田長司君の行動は不適當なものと認め、同君に對し国会法

總調查員長 森 幸太郎

昭和二十九年六月十五日 衆議院會議第六十七号 議員堤ツルヨ君懲罰事犯の件外四十五件

議員山口丈太郎君懲罰事犯の件
(高橋英吉君外三名提出) に関する報告書

昭和二十九年六月三日夜、暴力をもつて議長及び議員の公務執行を妨害した議員山口丈太郎君の行動は不適當なものと認め、同君に対し国会法第二百二十二条第三号により三十日間の登院停止を命ずべきものと議決した。

右報告する。
昭和二十九年六月十五日
懲罰委員長 森 幸太郎
衆議院議長堤康次郎殿

議員杉村神治郎君懲罰事犯の件
(高橋英吉君外三名提出) に関する報告書

昭和二十九年六月三日夜、暴力をもつて議長及び議員の公務執行を妨害した議員杉村神治郎君の行動は不適當なものと認め、同君に対し国会法第二百二十二条第三号により三十日間の登院停止を命ずべきものと議決した。

右報告する。
昭和二十九年六月十五日
懲罰委員長 森 幸太郎
衆議院議長堤康次郎殿

議員高津正道君懲罰事犯の件
(高橋英吉君外三名提出) に関する報告書

昭和二十九年六月三日夜、暴力をもつて議長及び議員の公務執行を妨害した議員高津正道君の行動は不適當なものと認め、同君に対し国会法第二百二十二条第三号により三十日間の登院停止を命ずべきものと議決した。

右報告する。
昭和二十九年六月十五日
懲罰委員長 森 幸太郎
衆議院議長堤康次郎殿

議員島上善五郎君懲罰事犯の件
(高橋英吉君外三名提出) に関する報告書

昭和二十九年六月三日夜、暴力をもつて議長及び議員の公務執行を妨害した議員島上善五郎君の行動は不適當なものと認め、同君に対し国会法第二百二十二条第三号により三十日間の登院停止を命ずべきものと議決した。

右報告する。
昭和二十九年六月十五日
懲罰委員長 森 幸太郎
衆議院議長堤康次郎殿

議員田中健之進君懲罰事犯の件
(高橋英吉君外三名提出) に関する報告書

昭和二十九年六月三日夜、暴力をもつて議長及び議員の公務執行を妨害した議員田中健之進君の行動は不適當なものと認め、同君に対し国会法第二百二十二条第三号により三十日間の登院停止を命ずべきものと議決した。

右報告する。
昭和二十九年六月十五日
懲罰委員長 森 幸太郎
衆議院議長堤康次郎殿

議員伊藤四郎君懲罰事犯の件
(高橋英吉君外三名提出) に関する報告書

昭和二十九年六月三日夜、暴力をもつて議長及び議員の公務執行を妨害した議員伊藤四郎君の行動は不適當なものと認め、同君に対し国会法第二百二十二条第三号により三十日間の登院停止を命ずべきものと議決した。

右報告する。
昭和二十九年六月十五日
懲罰委員長 森 幸太郎
衆議院議長堤康次郎殿

議員小村時雄君懲罰事犯の件
(高橋英吉君外三名提出) に関する報告書

昭和二十九年六月三日夜、暴力をもつて議長及び議員の公務執行を妨害した議員小村時雄君の行動は不適當なものと認め、同君に対し国会法第二百二十二条第三号により三十日間の登院停止を命ずべきものと議決した。

議員久保田鶴松君懲罰事犯の件
(高橋英吉君外三名提出) に関する報告書

昭和二十九年六月三日夜、暴力をもつて議長及び議員の公務執行を妨害した議員久保田鶴松君の行動は不適當なものと認め、同君に対し国会法第二百二十二条第三号により三十日間の登院停止を命ずべきものと議決した。

議員小平忠君懲罰事犯の件
(高橋英吉君外三名提出) に関する報告書

昭和二十九年六月三日夜、暴力をもつて議長及び議員の公務執行を妨害した議員小平忠君の行動は不適當なものと認め、同君に対し国会法第二百二十二条第三号により三十日間の登院停止を命ずべきものと議決した。

昭和二十九年六月十五日 衆議院會議第六十七号 議員堤ツルヨ君懲罰事件の件外四十五件

第百二十二条第三号により三十日間の登院停止を命ずべきものと議決した。
右報告する。

昭和二十九年六月十五日

懲罰委員長 森 幸太郎

衆議院議長 堤次郎

〔森幸太郎君登壇〕

○議長 幸太郎君 たいはい、議題となりました議員堤ツルヨ君外四十五名の諸君の懲罰事件の件、委員会における審査の結果及び結果について、簡単に申し上げます。

これら四十六件は、諸君御承知のごとく、去る六月三日、計画的に、集

団的に、暴力をもつて神聖なる議長並びに議員の公務執行を妨害し、衝撞及び警察官吏等に暴行を加え、議会上に類例を見ぬ不祥事件を惹起した院内秩序の紊乱者として、去る六月九日、議員堤ツルヨ君及び山口シヅエ君の二件は議長宣告をもって、議員大石ヨシエ君外四十三件は院議をもって、本委員会に付託されたものであります。

委員会におきましては、まず議長宣告による二件につきまして議長より書面によつて付託理由の説明があり、残りの四十四件につきましては高橋英吉君より懲罰動議の趣旨を明瞭に説明いたしました後、審査に入りまして、審査にあたりましては、懲罰事件者本人からは特に弁明の申出もありませんでしたが、事議員の身上に関する問題であ

りますので、審査の慎重を期するため、議長を経由して本人の出席を求め、本人の弁明の機会を与えたのであります。社会党両派より議長に対し会期延長を無効とする建前上出席には応じかねるとの申出があつた旨議長より通知があり、また現実にも、委員の出席の要求に応じで出席、弁明する者もありませんでしたので、会期も切迫している折柄、やむを得ませんので、その点はそのままといたしまして、委員会は、十日以来連日開会し、懲罰動議の提出者に対し質疑を行つて事実の究明に努め、鋭意審査を続行した次第であります。

かくして、本日、これら四十六件の懲罰事件の件につきまして、懲罰を科すべきか否かが、科するとすれば国会法第百二十二条に規定するいかなる懲罰を科すべきかについて諮りまして、この、自由党の瀬戸山君からは、これらの事犯はいずれも最も悪質な計画的、組織的な暴力によつて国会の機能を停止し、議院の品位と権威を内外に失墜したものであるが、五党会談の結果もあるから、この改悔の情を認めて罪一等を減じ、国会法第百二十二条第三号により三十日の登院停止を命じ、特に浅沼稻次郎君については、情状を酌量して、これを懲罰事件にあらずとすべしとの動議が提出されました。次に、辻政信委員からは、動機がいかんかを問はず、議院政治においては一

切の暴力は排すべきものであり、国会議員はこの際暴力から国会を守るため、党よりも国を重しとする立場において一切の妥協を排し、根柢を徹底的に除くべきであるとの理由から、全員除名すべしとの動議が提出されました。

次いで、以上の二つの動議を一括して討論に付しましたが、中野四郎君、田淵光一君から、それ、詳細に討論がなされ、瀬戸山君の動議に賛成されたのであります。その要旨は、ことに傾聴すべきものでありましたが、時間の都合もありましたので、これを会議録によつて御承知願うことといたしました。

採決の結果、議員浅沼稻次郎君懲罰事件の件は懲罰事件にあらずと決し、その他についてはいずれも三十日間の登院停止を命ずべきものと決した次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(堤次郎君) これより採決に入ります。

議員堤ツルヨ君懲罰事件の件を採決いたします。この際山口シヅエ君外四十四名の入場を許します。議員堤ツルヨ君懲罰事件の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤次郎君) 起立多数。よつて議員堤ツルヨ君懲罰事件の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員山口シヅエ君懲罰事件の件を採決いたします。この際山口シヅエ君の退席を求めます。堤ツルヨ君の入場を許します。議員山口シヅエ君懲罰事件の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤次郎君) 起立多数。よつて議員山口シヅエ君懲罰事件の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員大石ヨシエ君懲罰事件の件を採決いたします。この際大石ヨシエ君の退席を求めます。山口シヅエ君の入場を許します。議員大石ヨシエ君懲罰事件の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤次郎君) 起立多数。よつて議員大石ヨシエ君懲罰事件の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員松元たけ子君懲罰事件の件を採決いたします。この際松元たけ子君の退席を求めます。大石ヨシエ君の入場を許します。議員松元たけ子君懲罰事件の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤次郎君) 起立多数。よつて議員松元たけ子君懲罰事件の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員山崎始男君懲罰事件の件を採決いたします。この際山崎始男君の退席を求めます。松元たけ子君の入場を許

します。議員山崎始男君懲罰事件の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤次郎君) 起立多数。よつて議員山崎始男君懲罰事件の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員小林進君懲罰事件の件を採決いたします。この際小林進君の退席を求めます。山崎始男君の入場を許します。議員小林進君懲罰事件の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤次郎君) 起立多数。よつて議員小林進君懲罰事件の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員長正路君懲罰事件の件を採決いたします。この際長正路君の退席を求めます。小林進君の入場を許します。議員長正路君懲罰事件の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤次郎君) 起立多数。よつて議員長正路君懲罰事件の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員山田長司君懲罰事件の件を採決いたします。この際山田長司君の退席を求めます。長正路君の入場を許します。議員山田長司君懲罰事件の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めま

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員山田長司君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員三鍋義三君懲罰事犯の件を採決いたしました。この際三鍋義三君の退席を求めます。山田長司君の入場を許します。議員三鍋義三君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員三鍋義三君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員西村力弥君懲罰事犯の件を採決いたしました。この際西村力弥君の退席を求めます。三鍋義三君の入場を許します。議員西村力弥君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員西村力弥君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員赤松勇君懲罰事犯の件を採決いたします。この際赤松勇君の退席を求めます。西村力弥君の入場を許します。議員赤松勇君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員赤松勇君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員横路節雄君懲罰事犯の件を採決いたします。この際横路節雄君の退席を求めます。赤松勇君の入場を許します。議員横路節雄君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員横路節雄君懲罰事犯の件は委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員横路節雄君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員春日一幸君懲罰事犯の件を採決いたします。この際春日一幸君の退席を求めます。横路節雄君の入場を許します。議員春日一幸君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員春日一幸君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員稻富稔人君懲罰事犯の件を採決いたします。この際稲富稔人君の退席を求めます。春日一幸君の入場を許します。議員稲富稔人君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員稲富稔人君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員勝岡田清一君懲罰事犯の件を採決いたします。この際勝岡田清一君の退席を求めます。稲富稔人君の入場を許します。議員勝岡田清一君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員勝岡田清一君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員佐竹新市君懲罰事犯の件を採決いたします。この際佐竹新市君の退席を求めます。勝岡田清一君の入場を許します。議員佐竹新市君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員佐竹新市君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員池田順治君懲罰事犯の件を採決いたします。この際池田順治君の退席を求めます。佐竹新市君の入場を許します。議員池田順治君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員池田順治君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員滝井義高君懲罰事犯の件を採決いたします。この際滝井義高君の退席を求めます。池田順治君の入場を許します。議員滝井義高君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員滝井義高君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員滝井義高君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員大西正道君懲罰事犯の件を採決いたします。この際大西正道君の退席を求めます。滝井義高君の入場を許します。議員大西正道君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員大西正道君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員山本幸一君懲罰事犯の件を採決いたします。この際山本幸一君の退席を求めます。大西正道君の入場を許します。議員山本幸一君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員山本幸一君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員山口丈太郎君懲罰事犯の件を採決いたします。この際山口丈太郎君の退席を求めます。山本幸一君の入場を許します。議員山口丈太郎君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員山口丈太郎君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員山口丈太郎君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員高津正道君懲罰事犯の件を採決いたします。この際高津正道君の退席を求めます。山口丈太郎君の入場を許します。議員高津正道君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員高津正道君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員野原寛君懲罰事犯の件を採決いたします。この際野原寛君の退席を求めます。高津正道君の入場を許します。議員野原寛君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員野原寛君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員成田知巳君懲罰事犯の件を採決いたします。この際成田知巳君の退席を求めます。野原寛君の入場を許します。議員成田知巳君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和二十九年六月十五日 衆議院會議第六十七号 議員堤ツル君懲罰事犯の件外四十五件

長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員成田知巳君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員島上善五郎君懲罰事犯の件を採決いたします。この際島上善五郎君の退席を求めます。成田知巳君の入場を許します。議員島上善五郎君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員島上善五郎君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員田中穰之進君懲罰事犯の件を採決いたします。この際田中穰之進君の退席を求めます。島上善五郎君の入場を許します。議員田中穰之進君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員田中穰之進君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員伊藤卯四郎君懲罰事犯の件を採決いたします。この際伊藤卯四郎君の退席を求めます。田中穰之進君の入場を許します。議員伊藤卯四郎君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員伊藤卯四郎君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員前田榮之助君懲罰事犯の件を採決いたします。この際前田榮之助君の退席を求めます。伊藤卯四郎君の入場を許します。議員前田榮之助君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員前田榮之助君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員辻原弘市君懲罰事犯の件を採決いたします。この際辻原弘市君の退席を求めます。前田榮之助君の入場を許します。議員辻原弘市君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員辻原弘市君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員中村時雄君懲罰事犯の件を採決いたします。この際中村時雄君の退席を求めます。辻原弘市君の入場を許します。議員中村時雄君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員中村時雄君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員久保田鶴松君懲罰事犯の件を採決いたします。この際久保田鶴松君の退席を求めます。中村時雄君の入場を許します。議員久保田鶴松君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員久保田鶴松君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員小平忠君懲罰事犯の件を採決いたします。この際小平忠君の退席を求めます。久保田鶴松君の入場を許します。議員小平忠君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員小平忠君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員榎根七郎君懲罰事犯の件を採決いたします。この際榎根七郎君の退席を求めます。小平忠君の入場を許します。議員榎根七郎君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員榎根七郎君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員森三樹二君懲罰事犯の件を採決いたします。この際森三樹二君の退席を求めます。榎根七郎君の入場を許します。議員森三樹二君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員森三樹二君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員淡谷悠蔵君懲罰事犯の件を採決いたします。この際淡谷悠蔵君の退席を求めます。森三樹二君の入場を許します。議員淡谷悠蔵君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員淡谷悠蔵君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員伊藤好道君懲罰事犯の件を採決いたします。この際伊藤好道君の退席を求めます。淡谷悠蔵君の入場を許します。議員伊藤好道君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員伊藤好道君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員山花秀雄君懲罰事犯の件を採決いたします。この際山花秀雄君の退席を求めます。伊藤好道君の入場を許します。議員山花秀雄君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員山花秀雄君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員武蔵連十郎君懲罰事犯の件を採決いたします。この際武蔵連十郎君の退席を求めます。山花秀雄君の入場を許します。議員武蔵連十郎君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員武蔵連十郎君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員淺沼稻次郎君懲罰事犯の件を採決いたします。この際淺沼稻次郎君の退席を求めます。武蔵連十郎君の入場を許します。議員淺沼稻次郎君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員淺沼稻次郎君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員中居英太郎君懲罰事犯の件を採決いたします。この際中居英太郎君の退席を求めます。淺沼稻次郎君の入場を許します。議員中居英太郎君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員中居英太郎君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

議員木下郁君懲罰事犯の件を採決いたしました。この際木下郁君の退席を求めます。中居英太郎君の入場を許します。議員木下郁君懲罰事犯の件を委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員木下郁君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員井手以誠君懲罰事犯の件を採決いたします。この際井手以誠君の退席を求めます。木下郁君の入場を許します。議員井手以誠君懲罰事犯の件を委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員井手以誠君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員伊瀬幸太郎君懲罰事犯の件を採決いたします。この際伊瀬幸太郎君の退席を求めます。井手以誠君の入場を許します。議員伊瀬幸太郎君懲罰事犯の件を委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員伊瀬幸太郎君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員西村榮一君懲罰事犯の件を採決いたします。この際西村榮一君の退席を求めます。伊瀬幸太郎君の入場を許します。議員西村榮一君懲罰事犯の件を委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員西村榮一君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

議員山下榮二君懲罰事犯の件を採決いたします。この際山下榮二君の退席を求めます。西村榮一君の入場を許します。議員山下榮二君懲罰事犯の件を委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて議員山下榮二君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。

これにて懲罰事犯の件は議了いたしました。この際山下榮二君の入場を許します。

ただいまの議決に基き宣告いたします。

昭和二十九年六月三日夜暴力をもつて議長及び議員の公務執行を妨害した議員堤ツルヨ君、同山口シヅエ君、同大石ヨシエ君、同森元たけ子君、同山崎始男君、同小林進君、同長正路君、同山田長司君、同三綱義三君、同西村力弥君、同赤松勇君、同橋路雄君、同春日一幸君、同稻富穂人君、同勝岡田清一君、同佐竹新市君、同池田順治君、同滝井義高君、同大西正道君、同山本幸一君、同山口丈太郎君、同杉村沖治郎君、

〔拍手〕

○議長(堤康次郎君) 諸君、第十九回国会は本日をもって終了いたしました。

今国会は、昨年十二月十日召集されて以来、会期は五たび延長され、百八十八日に及ぶ長期国会でありました。この際諸君連日の御勞苦に対し深く感謝の意を表するためあいさつを申し上げます。後ほど全員協議会が開かれることになっておりますので、その際あらためて申し上げさせていただきます。御了承願います。

〔拍手〕

これにて散会いたします。

午後十一時四十六分散会
出席國務大臣
法務大臣 加藤鐵五郎君
運輸大臣 石井光次郎君
郵政大臣 塚田十一郎君

出席政府委員

行政管理局次長 大野木克彦君
行政管理局 岡部 史郎君
管理部長
運輸大臣官房長 山内 公健君

朗読を省略した報告

去る十一日本院は国家公安委員会委員に青木均一君、小汀利得君、金正米吉君、高野弦雄君及び野村秀雄君を任命することに同意し、旨参議院に通知した。

一、今十五日の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律
航空技術審議会設置法

恩給法の一部を改正する法律
総理府設置法の一部を改正する法律
昭和二十九年年度の揮発油課税に関する法律

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律
質屋営業法の一部を改正する法律
地方自治法の一部を改正する法律
地方公務員法の一部を改正する法律

市町村職員共済組合法
奄美群島復興特別措置法
元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律
行政機関職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律

一、去る十二日、内閣総理大臣から運輸審議会委員に岩村勝君及び中島登喜治君を任命したので運輸審議会設置法第九條第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

一、今十五日本院は運輸審議会委員に岩村勝君及び中島登喜治君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、今十五日河井参議院議長から堤康長宛、参議院は国家公安委員会委員に青木均一君、小汀利得君、金正米吉君、高野弦雄君及び野村秀雄君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今十五日河井参議院議長から堤康長宛、参議院は運輸審議会委員に岩村勝君及び中島登喜治君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今十五日河井参議院議長から堤康長宛、参議院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

委員会名 件 名
内閣委員会 人権委員会設置法案
行政機構の整備等に関する調査

[illegible]

昭和二十九年六月十五日 衆議院會議第六十七号 議長の報告

通商産業委員 福田 一君
議院運営委員 江藤 夏雄君
懲罰委員 櫻岡 富三君 銀治 良作君
一、今十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
議院運営委員 岡村利右衛門君
一、今十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
議院運営委員 田嶋 好文君
一、去る十一日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
昭和二十九年四月及び五月における渡瀬省等の被害農家に對する資金の融通に關する特別措置法の一部を改正する法律案
一、去る十一日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
昭和二十九年四月及び五月における渡瀬省等の被害農家に對する資金の融通に關する特別措置法の一部を改正する法律案(佐藤洋之助君外二十二名提出)
一、今十五日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案
行政機關職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案
一、今十五日の内閣提出案(参議院回付)に對する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案
一、今十五日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
奄美群島復興特別措置法案
一、今十五日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
内閣及び總理府關係法令の整理に關する法律案
航空技術審議會設置法案
恩給法の一部を改正する法律案
總理府設置法の一部を改正する法律案
昭和二十九年年度の振替簿課税に關する法律案
日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う地方税法の臨時特例に關する法律案
實業營業法の一部を改正する法律案
地方自治法の一部を改正する法律案
地方公務員法の一部を改正する法律案
市町村職員共済組合法案
一、今十五日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
塩の元兎人に関する質問主意書(金子與重郎君提出)
一、去る八日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員田中久雄君提出ローマ字に關する質問に對する答弁書
衆議院議員野原覺君提出新たに入学する児童に對する教科用圖書の給与に關する法律の施行の停止に關する質問に對する答弁書

〔参照〕
ローマ字に關する質問主意書
國語教育の重要性にかんがみ、その一環たるローマ字に關してお伺いする。
一、ローマ字の必要性について、文部大臣の所見如何。
二、各式のローマ字つづり方に關する文部省の所見如何。
三、昭和二十八年三月十二日國語審議會決定のローマ字つづり方の第一表(訓令式と同様のもの)を文部省が採用した理由如何。
四、今回のローマ字つづり方の統一について、國語審議會の委員の選任、議事の運営並びにこれらに關する文部省の処置等に關して、若干の評がある。これらについて、文部省の具體的且つ詳細な説明を求めらる。
右質問する。
昭和二十九年六月八日
内閣總理大臣 吉田 茂
衆議院議員田中久雄君提出ローマ字に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員田中久雄君提出ローマ字に關する質問に對する答弁書
一、ローマ字の必要性については、文部省としては、ローマ字の學習指導を國語教育の一環として行うときは、話しことばや書きことばに對する児童の反省を強め、ことばの決まりについての児童の自覚を高め、また國語のしくみと働き

とを児童にたやすく理解させることができ、國語力の充実に役だつものと思ふ。
小・中学校においては、以上の理由により昭和二十二年以降、小・中学校の教育上の責任者がその学校の事情を考慮して、ローマ字の學習指導を行うかどうかを決定したうえで、実施することができるとしてある。
二、ローマ字のつづり方には、細かいことは、多種多様のものがあるが、その中で問題となるのは、今日社会一般に広く用いられている標準式、日本式、訓令式の三式である。
明治以来標準式と日本式が社会において並び行われていたが、これを統一するために、昭和五年に臨時ローマ字調査會が設置された。審議の結果、昭和十二年九月二十一日に内閣訓令第三号としてローマ字つづり方の統一方式が公布された。これが今日のいわゆる訓令式である。
以来、この訓令式は社会の各方面において行われてきていたが、戦争のため、ローマ字の使用は一時ほとんど中絶し、訓令式ローマ字つづり方もじゅうぶんに行きわたる機会がなかつた。
終戦後は、標準式、日本式、訓令式の三式が行われるようになり、教育においても、どの式によるかは各学校の自由な採択にまかされた。
標準式、日本式、訓令式の三式ともそれぞれに根拠、特色および歴史があり、いずれのつづり方

も、にわかにその使用を無視することはできなくとも考えられるが、国としては少なくとも教育上においては、おのずから一定のよりどころがなければならぬと信ずる。
三、國語審議會におけるつづり方についての審議の過程においては、対外關係、國際關係だけを考へるときは標準式を採るとする意見も強かつた、しかしながら、審議の方針としては、対外關係、國際關係を考慮しながら、われわれ日本人の立場にたち、社会の現實をみつめ、実行可能であることを第一義として審議が進められ、昭和二十八年三月十二日の総会において、第一表、第二表からなるローマ字のつづり方が決定され、第一表に掲げるつづり方をよりどころとした。
なお、義務教育においては、第二表に掲げるつづり方によるローマ字文も「教育の適當時期において習得されなければならない」とされており、従来のいわゆる標準式つづり方を退けてはいない。文部省としても、慎重な考慮と正規の手続の結果、小・中学校のローマ字學習指導においては、第一表をそのよりどころとし、第二表に對する知識もあわせて學習させるよう通達したのである。
四、國語審議會委員の構成については、ローマ字つづり方の審議が公正に行われるよう、特につづり方の三式間の關係がじゅうぶんに考慮され、できるだけの手を尽くして、いわゆる一党一派に傾かない

昭和二十九年六月十五日 衆議院會議録第六十七号 議長の報告

ように可能な限りのすべての手続がなされた。

なお、議事の運営については、国語審議会令(昭和二五・四・一七政令第五号)に定められたところによつて適正に行われたと信ずる。小・中学校におけるローマ字つづり方を単一化することについては、文部大臣は国語審議会から建議を受けたので、その趣旨によつて実施してよいかどうかを教育課程審議会に諮問し、これらの結果について慎重に検討のうえ、各関係方面に対して通達した。(昭和二八・八・三付文初第五六八号)右答弁する。

新たに入学する児童に対する教科用図書(教科用図書の給与)に関する法律の施行の停止に関する質問主意書
今般国会を通じた「補助金等の臨時特例等に関する法律」に規定された附則3の「この法律施行前に、新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律に基くものとして、昭和二十九年に新たに入学した児童に対し行つた教科用図書の給与に關しては、適用しない」の解釈に疑義がありますので、左記条項につき御回答をお願いいたします。

記

一 本年度の新入学一年生の児童は、すでに前期用、教科用図書を入手済であるが、これを前記附則3に該当するものとして国家より無償給与されると解してよいか。
二 昭和二十九年二月八日附文初教

第六十五号初等中等教育局長名の通牒により処置した事によつて、すでに現金購入した児童には国家より給与しないことになれば、今回公布の法律に挿入された修正字句により除外適用を受け給与される者は如何なる方法で入手した者であるか。

三 もし本年度新入学児童のうち、一部児童が国家より教科書の無償給与を受けるとすれば、受けなかつた者は初中局長通牒を従順に守つたもので、結果において初中局長通牒が法律に優先することになる。

この点如何なる法的根拠があるか。

四 現在、いまだ書店に対して教科書代金を支払つていない場合は国家から給与されることになるか右質問する。

昭和二十九年六月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 長岡 弘毅

衆議院議員 野原 覺君提出新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律の施行の停止に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員 野原 覺君提出新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律の施行の停止に関する質問に對する答弁書

新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律の施行の停止に関する御質問に對し次のように回答します。

1 本年度入学児童に対しては「新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律」による教科書の給与は行われなかつた。

2 補助金等の臨時特例等に関する法律附則第三項の規定は、法律の施行が年度中途に及んだことに伴い、万一の場合を予想した技術的な規定で現実に該當例はないものと考へてゐる。

3 通達(昭和二十九年度予算原案)は無償給与に必要な経費が計上されなかつたことに伴い、行政指導であつて、別に法律の効力を阻止するものではない。

4 1に述べたところによつて了解された。

右答弁する。

衆議院會議録第六十五号中正誤
頁 段 行 誤 正
二九三 同二 同年五月 五月

定價 一部 十五円
發行所 東京都新宿区板倉町一五
大藏省印刷局
電話九段三三三三
郵便東京九〇〇〇